

○経済産業省告示第二百四十六号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十一月十日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 松山 政司

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一 [略]	一 [略]
二 [略]	二 [略]
二の二 [略]	二の二 [略]
三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとお	三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとお

りとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(3)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(9)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

1～8 「略」

9 (1) 「略」

りとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(3)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(9)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

1～8 「略」

9 (1) 「略」

(2) 二の表の罫のくろまぐろ（大西洋又は地中海において蓄養された生鮮又は冷蔵のくろまぐろに限る。）の二号承認を要しない国又は地域は、次のとおりとする。

アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、オーストリア、バルバドス、ベルギー、ブリーズ、バミューダ諸島、ボリビア、ブラジル、ブルガリア、カナダ、カーボヴェルデ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キュラソー島、キプロス、チェコ、デンマーク、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エストニア、フィンラン

(2) 二の表の罫のくろまぐろ（大西洋又は地中海において蓄養された生鮮又は冷蔵のくろまぐろに限る。）の二号承認を要しない国又は地域は、次のとおりとする。

アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、オーストリア、バルバドス、ベルギー、ブリーズ、バミューダ諸島、ボリビア、ブラジル、ブルガリア、カナダ、カーボヴェルデ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キュラソー島、キプロス、チェコ、デンマーク、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、ギニアビサウ、エストニ

ド、フランス、ガボン、ドイツ、ガーナ、ギリシヤ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、大韓民国、ラトビア、リベリア、リビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、モリタニア、メキシコ、モロッコ、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ナイジェリア、ノルウェー、パナマ、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、サンピエール島・ミクロン島、セントビンセント、サントメ・プリンシペ、セネガル、シエラレオネ、スロバキア、スロ

ア、フィンランド、フランス、ガボン、ドイツ、ガーナ、ギリシヤ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、大韓民国、ラトビア、リベリア、リビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、モリタニア、メキシコ、モロッコ、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ナイジェリア、ノルウェー、パナマ、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、サンピエール島・ミクロン島、セントビンセント、サントメ・プリンシペ、セネガル、シエラレオネ、スロバ

ベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリナム、スウェーデン、シリア、台湾、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バヌアツ、ベネズエラ

(3) 二の表の罫のみなみまぐろ（生鮮又は冷蔵のみなみまぐろに限る。）の二号承認を要しない国又は地域は、次のとおりとする。

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハ

キア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリナム、スウェーデン、シリア、台湾、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バヌアツ、ベネズエラ

(3) 二の表の罫のみなみまぐろ（生鮮又は冷蔵のみなみまぐろに限る。）の二号承認を要しない国又は地域は、次のとおりとする。

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハ

ンガリー、インドネシア、アイルランド、
イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセ
ンブルク、マルタ、オランダ、ニュージー
ランド、大韓民国、ポーランド、ポルトガ
ル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、
南アフリカ共和国、スペイン、スウェーデ
ン、台湾、英国

(4)～(6) 「略」

(7) 二の表の罫心の水銀に関する水俣条約第
三条1(a)に規定する水銀の二号承認を要し
ない国は、次のとおりとする。

アフガニスタン、アンティグア・バーブ
ーダ、アルゼンチン、オーストリア、ベナン、

ンガリー、インドネシア、アイルランド、
イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセ
ンブルク、マルタ、オランダ、ニュージー
ランド、大韓民国、フィリピン、ポーラン
ド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、
スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、
スウェーデン、台湾、英国

(4)～(6) 「略」

(7) 二の表の罫心の水銀に関する水俣条約第
三条1(a)に規定する水銀の二号承認を要し
ない国は、次のとおりとする。

アフガニスタン、アンティグア・バーブ
ーダ、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブルガ

ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チャド、中華人民共和国（香港及びマカオを含む）、コスタリカ、クロアチア、チェコ、デンマーク、ジブチ、エクアドル、エルサルバドル、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギニア、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、インドネシア、イラン、ジャマイカ、ヨルダン、キリバス、クウェート、ラオス、ラトビア、レソト、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、マダガスカル、マリ、マルタ、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、

リア、ブルキナファソ、カナダ、チャド、中華人民共和国（香港及びマカオを含む）、コスタリカ、デンマーク、ジブチ、エクアドル、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニア、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、ヨルダン、クウェート、レソト、リヒテンシュタイン、マダガスカル、マリ、マルタ、モーリタニア、メキシコ、モナコ、モンゴル、オランダ、ニカラグア、ノルウェー、パナマ、ペルー、ルーマニア、サモア、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、スワジランド、スウェーデン、スイス、トーゴ、アラブ首長国連邦、アメリカ合衆国、ウルグ

<p>モナコ、モンゴル、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ノルウェー、パラオ、パナマ、ペルー、モルドバ、ルーマニア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、サモア、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、スリランカ、スワジランド、スウェーデン、スイス、シリア、タイ、トーゴ、アラブ首長国連邦、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ベトナム、ザンビア</p>	<p>アイ、ザンビア</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行す

る。

一 三の九の(7)の改正規定(「オランダ」を「ナミビア、オランダ」に改める部分に限る。) 平成二十

九年十二月五日

二 三の九の(7)の改正規定(「ガーナ」を「ドイツ、ガーナ」に改める部分に限る。) 平成二十九年十

二月十四日

三 三の九の(7)の改正規定(「クウェート」を「クウェート、ラオス」に改める部分、「マダガスカル」

を「ルクセンブルク、マダガスカル」に改める部分及び「メキシコ」を「モーリシャス、メキシコ」に改める部分に限る。) 平成二十九年十二月二十日

四 三の九の(7)の改正規定(「ハンガリー」を「ハンガリー、インドネシア」に改める部分及び「シエラ

レオネ」を「シエラレオネ、シンガポール」に改める部分に限る。) 平成二十九年十二月二十一日

五 三の九の(7)の改正規定(「アンティグア・バーブーダ」を「アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン」に改める部分及び「コスタリカ」を「コスタリカ、クロアチア」に改める部分に限る。) 平成二

十九年十二月二十四日